

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（骨子）について

平成22年1月

農 林 水 産 省

I 趣 旨

戸別所得補償制度をはじめ、農林水産行政を推進するための体制を整備し、国民から信頼の得られる業務の実施を確保する観点から、農業経営の安定に関する業務や食品の安全に関する業務等現場において国が自ら実施すべき業務の的確な実施を確保するための地方組織の再編、農林水産省の業務全般の適正な実施を確保するための監察・評価組織の設置等組織の見直しを行うこととする。

II 概 要

1 地域センター（仮称）の設置（第19条及び第22条関係）

戸別所得補償制度の円滑な実施のための業務（23年度からの本格実施に向けたモデル事業の導入、統計データの整備）、米トレーサビリティ等の食品の安全に関する業務等の実施体制を整備するため、現在の地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、現場において農業経営の安定に関する業務、統計情報業務、食品安全に関する業務等を担う「地域センター（仮称）」を地方農政局及び北海道農政事務所の下に設置する。

2 農林水産行政監察・評価本部（仮称）の設置（第12条関係）

地域センター等の現場における戸別所得補償制度に関する業務、食品の安全に関する業務を含めて、農林水産省の業務の執行を検証し、国民から信頼の得られる業務の実施を確保するため、「農林水産行政監察・評価本部（仮称）」を特別の機関として本省に設置する。

3 農林水産技術会議の廃止（旧第12条から第16条まで関係）

農林水産技術の試験研究から実用化・普及までを一体的に実施する体制を整備するため、農林水産技術政策の企画・立案等の機能を大臣官房に移管し、農林水産技術会議を廃止する。

4 北海道農政事務所の分掌事務の見直し（第21条第1項関係）

国が現場で担うべき農業経営の改善及び安定に関する業務を適切に実施できる体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌規定を見直す。

III 施行時期

平成22年10月1日から施行。

（注）地域センター（仮称）の設置について、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、名称、位置及び管轄区域に係る国会の承認が必要となる。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案の概要

農業経営の安定や食品安全に関する業務の的確な実施を図るため、地方農政事務所等を廃止し、地域センター(仮称)を設置するとともに、これらの業務を含めて農林水産省における業務の適正な実施を確保するため、農林水産行政監察・評価本部(仮称)を設置する等の措置を講ずる。

現在

改正後

本省

本省

(新設)

農林水産行政監察・評価本部

業務監察、会計監査、政策評価等

内局

内局

大臣官房において農林水産技術の試験研究の企画・調整から実用化、普及の推進までを一体的に実施

林野庁

林野庁

水産庁

水産庁

農林水産技術会議

〔 廃止 〕

農林水産技術政策

地方の現場業務を担う拠点

地方の現場業務を担う拠点

全国に346拠点

地域センター 65拠点

- ・地方農政事務所 38拠点
- ・地域課 132拠点
- ・統計・情報センター 176拠点

- ・農政(戸別所得補償、経営対策等)
- ・統計
- ・消費・安全(米トレサ、牛トレサ、JAS等)

+38駐在所

〔 廃止 〕

(注) 地域センターの設置について、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、名称、位置及び管轄区域に係る国会の承認が必要となる。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 農林水産行政監察・評価本部の設置

農林水産省の業務全般について、特別の機関として独立性をもって業務監察、行政評価等を行う農林水産行政監察・評価本部を設置すること。
(第十二条関係)

第二 農林水産技術会議の廃止

農林水産技術会議を廃止すること。

(旧第十二条から第十六条まで関係)

第三 地域センターの設置

地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置すること。
(第十九条及び第二十二条関係)

第四 北海道農政事務所の分掌事務の見直し

北海道農政事務所の分掌事務について、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌する旨規定の整備を行うこと。
(第二十一条第一項関係)

第五 その他

一 この法律は、平成二十二年十月一日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 その他所要の規定を整備すること。

農林水産省設置法の一部を改正する法律

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の前の見出しを「（農林水産行政監察・評価本部）」に改め、同条中「農林水産技術会議」を「農林水産行政監察・評価本部」に、「次条から第十六条まで」を「以下この条」に、「会議」を「本部」に改め、同条に次の三項を加える。

2 本部は、農林水産省の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行政の監察に関すること。

二 会計の監査に関すること。

三 政策の評価に関すること。

3 本部の長は、農林水産行政監察・評価本部長とする。

4 本部の位置及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第十三条から第十六条までを次のように改める。

第十三条から第十六条まで 削除

第十九条の見出しを「（地方農政局の地域センター）」に改め、同条第一項中「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第十九条第三項から第五項までを削る。

第二十一条第一項第一号中「（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）」を削る。

第二十二条の見出し中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条第一項中「農林水産大臣は、」及び「のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務」を削り、「統計・情報センターを置くことができる」を「地域センターを置く」に改め、同条第二項中「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年十月一日から施行する。

（処分、届出等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に地方農政事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政事務所長に対してした届出その他の行為（以下「届出等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長に対してした届出等とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農産物検査法の一部改正）

第五条 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「、地方農政事務所長」を削り、「北海道農政事務所長」の下に「、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を加える。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正）

第六条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、「地方農政事務所長」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一号中「又は地方農政事務所」を削る。

理 由

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、特別の機関として農林水産行政監察・評価本部を新設するとともに、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

(新旧対照条文一覧)

○ 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)	・ ・ ・ ・ ・	5
○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)	・ ・ ・ ・ ・	6
○ 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)	・ ・ ・ ・ ・	7

改 正 案	現 行
第四節 特別の機関 （農林水産行政監察・評価本部） 第十二条 本省に、農林水産行政監察・評価本部（以下この条において、「本部」という。）を置く。 2 本部は、農林水産省の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 一 行政の監察に關すること。 二 會計の監査に關すること。 三 政策の評価に關すること。 3 本部の長は、農林水産行政監察・評価本部長とする。 4 本部の位置及び内部組織は、農林水産省令で定める。 第十三条から第十六条まで 削除	第四節 特別の機関 （農林水産技術会議） 第十二条 本省に、農林水産技術会議（次条から第十六条までにおいて、「会議」という。）を置く。 第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に關する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に關すること。 二 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究に關する事務の調整に關すること。 三 農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究と農林水産

省の所掌事務のうち本省及び外局の内部部局に係るものとの連絡調整に関すること。

四 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究の状況及び成果の調査に関すること。

五 次に掲げる独立行政法人に関すること。

イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

ロ 独立行政法人農業生物資源研究所

ハ 独立行政法人農業環境技術研究所

ニ 独立行政法人国際農林水産業研究センター

六 都道府県その他の者の行う農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の助成に関すること。

七 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関すること。

第十四条 会議は、会長及び委員六人をもって組織する。

二 会長及び委員は、農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究に関し学識経験のある者又は農林水産省の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

三 会長及び委員の任期は、四年とする。

四 会長及び委員は、再任されることができる。

第十五条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

第五節 地方支分部局 (地方農政局の地域センター)	第十九条 地方農政局の所掌事務(第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。)の一部を分掌させるため、所要の地に、<u>地方農政局の地域センター</u>を置く。
2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。 (削る。) (削る。) (削る。)	第十九条 地方農政局の所掌事務(第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。)の一部を分掌させるため、所要の地に、<u>地方農政事務所</u>を置く。
(北海道農政事務所) 第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。	2 事務局に事務局長を置く。 第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 第五節 地方支分部局 (地方農政事務所及び地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター) 第十九条 地方農政局の所掌事務(第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。)の一部を分掌させるため、所要の地に、<u>地方農政事務所</u>を置く。 2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。 3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。 4 農林水産大臣は、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、<u>地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター</u>を置くことができる。 5 地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。 (北海道農政事務所) 第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務 二・三（略） 2・3（略）	一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務 二・三（略） 2・3（略）
（北海道農政事務所の地域センター） 第二十二条 北海道農政事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の地域センターを置く。 2 北海道農政事務所の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。	（北海道農政事務所の統計・情報センター） 第二十二条 農林水産大臣は、北海道農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。 2 北海道農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

改 正 案	現 行
（照会） 第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、<u>地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所</u>の地域センターの長その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。 2 （略）	（照会） 第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、<u>地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所</u>その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。 2 （略）

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都道府県が処理する事務等） 第五十三条（略） 2（略） 3 前項の規定により地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。	（都道府県が処理する事務等） 第五十三条（略） 2（略） 3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。

改 正 案	現 行
附 則 （食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例） 第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。 一 地方農政局の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用させるとき。 二 （略）	附 則 （食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例） 第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。 一 地方農政局又は地方農政事務所^{（傍線）}の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用させるとき。 二 （略）

農林水産省設置法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	1
二	農産物検査法（昭和二十六年法律第四百十四号）（抄）	7
三	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）	7
四	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	7

農林水産省設置法の一部を改正する法律案参照条文

。 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 農林水産省の設置（第二条）

第二節 農林水産省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 第三節（略）

第四節 特別の機関（第十二条―第十六条）

第五節 地方支分部局（第十七条―第二十二条）

第四章（略）

附則

（目的）

第一条 この法律は、農林水産省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、農林水産省を設置する。

2 農林水産省の長は、農林水産大臣とする。

（任務）

第三条 農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食料の安定供給の確保に関する政策(食品衛生に係るものを除く。)(に関すること。
- 二 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。
- 三 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関すること。
- 四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 五 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること(農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。)(。
- 六 飲食料品(酒類を除く。)(及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 七 卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。
- 八 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 九 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。
- 十一 所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 十三 農畜産物(蚕糸を含む。)(の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。)(。
- 十五 農作物の作付体系の合理化に関すること。
- 十六 農林水産植物の品種登録に関すること。
- 十七 家畜(家きん及びみつばちを含む。以下同じ。)(の改良及び増殖並びに取引に関すること。
- 十八 農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関すること。
- 十九 草地の整備に関すること。
- 二十 病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関すること。
- 二十一 獣医師及び獣医療に関すること。
- 二十二 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品(蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。)(の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)(。
- 二十三 農業機械化の促進に関すること。
- 二十四 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。
- 二十五 農業経営の改善及び安定に関すること。

- 二十六 農業を担うべき者の確保に関すること。
- 二十七 農業労働に関すること。
- 二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること。
- 二十九 農地制度に関すること。
- 三十 農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。
- 三十一 農業構造の改善に関すること。
- 三十二 農業者年金に関すること。
- 三十三 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関すること。
- 三十四 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関すること。
- 三十五 株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること。
- 三十六 削除
- 三十七 農住組合の設立及び業務に関すること。
- 三十八 農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十九 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十二号）第二条第一項の豪雪地帯をいう。）の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。
- 四十一 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
- 四十二 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。
- 四十三 農地の転用に関すること。
- 四十四 農業水利に関すること。
- 四十五 交換分合の指導及び助成に関すること。
- 四十六 土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。）に関すること。
- 四十七 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 四十八 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

四十九 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関する事。

五十 市民農園の整備の促進に関する事。

五十一 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関する事。

五十二 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関する事。

五十三 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関する事。

五十四 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事。

五十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の規定による農産物の検査に関する事。

五十六（略）

八十四 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）に関する事。

八十五 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行う事。

八十六 農林水産技術についての試験及び研究に関する事。

八十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属せられた事務

第三章 本省に置かれる職及び機関

第四節 特別の機関

（農林水産技術会議）

第十二条 本省に、農林水産技術会議（次条から第十六条までにおいて「会議」という。）を置く。

第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に関する事。

二 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所掌する独立行政法人の行う試験及び研究に関する事務の調整に関する事。

三 農林水産省の所掌する独立行政法人の行う試験及び研究と農林水産省の所掌事務のうち本省及び外局の内部部局に係るものとの連絡調整に関する事。

四 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所掌する独立行政法人の行う試験及び研究の状況及び成果の調査に関する事。

五 次に掲げる独立行政法人に関する事。

イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

ロ 独立行政法人農業生物資源研究所

ハ 独立行政法人農業環境技術研究所

二 独立行政法人国際農林水産業研究センター

六 都道府県その他の者の行う農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の助成に関すること。

七 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関すること。

第十四条 会議は、会長及び委員六人をもって組織する。

2 会長及び委員は、農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究に関し学識経験のある者又は農林水産省の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 会長及び委員の任期は、四年とする。

4 会長及び委員は、再任されることができる。

第十五条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 地方支分部局

(設置)

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局

北海道農政事務所

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第三号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号(病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十一号(獣医療に係るものに限る。)、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四

号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方農政事務所及び地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター）

第十九条 地方農政局の所掌事務（第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政事務所を置く。

2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

4 農林水産大臣は、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。

5 地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第二十条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2 地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道農政事務所）

第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

- 2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道農政事務所の統計・情報センター）

- 第二十二條 農林水産大臣は、北海道農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に北海道農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。

- 2 北海道農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

- 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）（抄）

（照会）

- 第二十七條 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 （略）

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（都道府県が処理する事務等）

- 第五十三條 （略）

- 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

- 3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。

- 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

附 則

(食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例)

第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

- 一 地方農政局又は地方農政事務所の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用させるとき。

二 (略)

第 1 7 4 回通常国会における国会承認案件

○地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地域センターの設置に関し承認を求めるの件（仮称）

農林水産省設置法の一部を改正する法律案による「地域センター」（仮称）の設置については、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、その名称、位置及び管轄区域について、国会の承認が必要となります。

（参考）

○地方自治法

（昭和22年法律第67号）

第156条 （略）

2・3 （略）

4 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

5 （略）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件要綱

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置すること。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

農林水産省設置法の一部を改正する法律の規定による改正後の農林水産省設置法第十九条及び第二十二条の規定により、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

一 地方農政局の地域センター

名 称	位 置	管 轄 区 域
青森地域センター	青森市	青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽 郡 下北郡
八戸地域センター	八戸市	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 三戸郡
盛岡地域センター	盛岡市	盛岡市 宮古市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 紫波 郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡
奥州地域センター	奥州市	大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気 仙郡 上閉伊郡
大崎地域センター	大崎市	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 黒

秋田地域センター	大仙地域センター	山形地域センター	酒田地域センター	福島地域センター
秋田市	大仙市	山形市	酒田市	福島市
川郡のうち大衡村 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	山形市 米沢市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡	鶴岡市 酒田市 新庄市 最上郡 東田川郡 飽海郡	福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡

いわき地域センター	水戸地域センター	土浦地域センター	宇都宮地域センター	大田原地域センター	前橋地域センター
いわき市	水戸市	土浦市	宇都宮市	大田原市	前橋市
いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡 那珂郡 久慈郡	土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 つくばみらい市 稲敷郡 結城郡 猿島郡 北相馬郡	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 下野市 河内郡 上都賀郡 芳賀郡 下都賀郡	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷郡 那須郡	群馬県

千葉地域センター	東京都	横浜地域センター	甲府地域センター	長野地域センター	松本地域センター	静岡地域センター
千葉市	東京都	横浜市	甲府市	長野市	松本市	静岡市
千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野市 上田市 須坂市 小諸市 中野市 飯山市 佐久市 千曲市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	松本市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 大町 市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那 郡 木曽郡 東筑摩郡 北安曇郡	静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田 市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 牧之原市 賀茂郡 田方郡 駿東郡

岐阜地域センター	福井地域センター	富山地域センター	長岡地域センター	新潟地域センター	浜松地域センター	
岐阜市	福井市	富山市	長岡市	新潟市	浜松市	
市 岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児	福井県	富山県	魚沼市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 北魚沼郡 南魚沼郡 刈羽郡	新潟市 三条市 新発田市 加茂市 村上市 燕市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 西蒲原郡 南蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 周智郡 浜名郡	富士郡 榛原郡

神戸地域センター	大阪地域センター	東近江地域センター	大津地域センター	津地域センター	豊橋地域センター	高山地域センター	
神戸市	大阪市	東近江市	大津市	津市	豊橋市	高山市	
神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市	大阪府	愛知郡 犬上郡 彦根市 長浜市 近江八幡市 東近江市 米原市 蒲生郡	高島市 大津市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市	三重県 し市 幡豆郡 額田郡 北設楽郡	豊橋市 岡崎市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 新城市 知立市 高浜市 田原市 みよ	高山市 飛騨市 郡上市 下呂市 大野郡	市 山県市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不 破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 加茂郡 可児郡

福山地域センター	広島地域センター	松江地域センター	鳥取地域センター	和歌山地域センター	奈良地域センター	豊岡地域センター	姫路地域センター	
福山市	広島市	松江市	鳥取市	和歌山市	奈良市	豊岡市	姫路市	
三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 世羅郡	高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡 広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡

	山口地域センター	徳島地域センター	高松地域センター	松山地域センター	高知地域センター	福岡地域センター	北九州地域センター
	山口市	徳島市	高松市	松山市	高知市	福岡市	北九州市
神石郡	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡市 大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 朝倉市 みやま市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡 朝倉郡 三井郡 三潆郡 八女郡	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 嘉麻市 遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡 京都郡 築上郡

鹿屋地域センター		鹿屋市	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡
鹿児島地域センター	鹿児島市	鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市	薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 南九州市 伊佐市 鹿児島郡 薩摩郡 出水郡 始良郡 熊毛郡 大島郡
延岡地域センター	延岡市	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	
宮崎地域センター	宮崎市	宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 西都市 えびの市 宮崎郡 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡	
大分地域センター	大分市	大分県	
八代地域センター	八代市	八代市 人吉市 水俣市 上天草市 天草市 八代郡 葦北郡 球磨郡 天草郡	
長崎地域センター	長崎市	長崎県	
佐賀地域センター	佐賀市	佐賀県	

二 北海道農政事務所の地域センター

名 称	位 置	管 轄 区 域
函館地域センター	函館市	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡
旭川地域センター	旭川市	旭川市 留萌市 稚内市 芦別市 赤平市 士別市 名寄市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 空知郡 (南幌町を除く。) 樺戸郡 (月形町を除く。) 雨竜郡 上川郡 (新得町及び清水町を除く。) 勇払郡のうち占冠村 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 増毛郡 留 萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡
釧路地域センター	釧路市	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡
帯広地域センター	帯広市	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡

	北見地域センター	苫小牧地域センター
	北見市	苫小牧市
広尾郡 中川郡（美深町、音威子府村及び中川町を除く。） 足寄郡 十勝郡	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡 室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及 び洞爺湖町 有珠郡 白老郡 勇払郡（占冠村を除く。） 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡	

理由

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件参照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百五十六条 （略）

②・③ （略）

④ 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設置してはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

⑤ （略）

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号） （抄）

（農林水産省設置法の一部を改正する法律による改正後）

（地方農政局の地域センター）

第十九条 地方農政局の所掌事務（第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。）の一部を

分掌させるため、所要の地に、地方農政局の地域センターを置く。

2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。
(北海道農政事務所の地域センター)

第二十二條 北海道農政事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の地域センターを置く。

2 北海道農政事務所の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。